広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2020年 1月24日 広域系統整備委員会事務局



今回ご報告事項

■これまでの経緯

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2016年6月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 進捗状況報告(計8回)
- > 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2017年2月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 進捗状況報告(計7回)

■今回ご報告事項

- ▶ 広域系統整備計画の進捗状況について
 - ✓ 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画(第9回)
 - ✓ 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画(第8回)



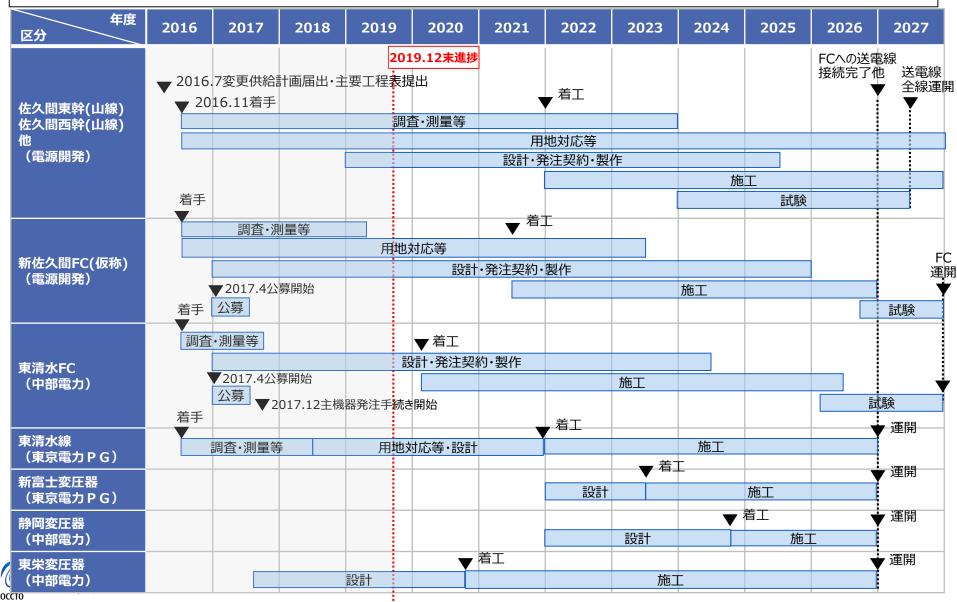
1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画

- 2019年6月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体(東京電力パワーグリッド、中部電力、電源開発)より業務規程62条に基づき、四半期(9月末、12月末時点)の 進捗状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項(2019年7月~2019年12月末)
 - ▶ 東清水FC 土木、建築、電気工事発注
 - 東栄変電所 土木、電気工事発注準備中
 - ▶ 東清水線 調査・測量業務 (環境調査(猛禽類)実施中、環境アセス手続き中)
 - ▶ 新佐久間FC(仮称) 地質調査、基本設計業務(機器レイアウト最適化等の検討)、土 木工事実施設計を実施中
 - ▶ 佐久間東幹線(山線)他の調査・測量業務(技術測量・地質調査実施中)
 - ▶ 重要送電設備等の指定(2019年7月23日指定)
 - ▶ 送電工事の主要設備(鉄塔材、電線)について、コスト等検証小委員会にて予報発注 前段階の検証を実施し、予報発注を実施
- 今後の予定
 - 各工事において調査・測量等を順次進めていく。



主要工程

■ 主要工程は以下のとおり。



⑨変圧器増設

500/275kV 1,000MVA

赤

対策箇所

関連地内系統整備

事業実施主体	主な工事	
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線新設、⑧新富士変電所工事	
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※	
電源開発	①新佐久間FC(仮称)新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線(山線)増強工事·佐久間西幹線(山線)増強工事※他	

②周波数変換器+600MW

275kV 引出口新設



(余白)

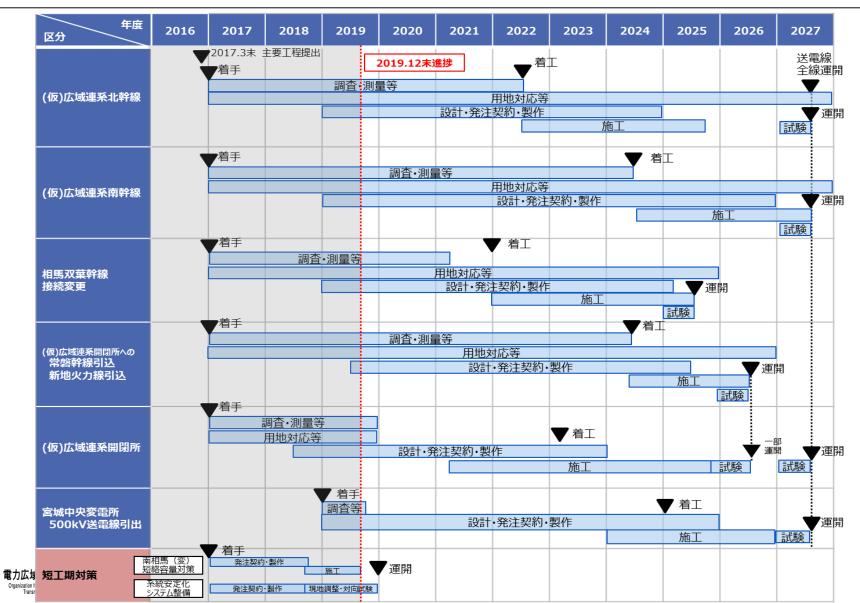


- 2019年6月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体(東北電力)より業務規程62 条に基づき、四半期(9月末、12月末時点)の状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項(2019年7月~12月末)
 - ▶ 関係地権者への鉄塔建設等に係る承諾取付交渉を実施ならびに地質調査に伴う補償交渉の実施
 - ▶ 想定ルート上に計画されている他事業者(大規模太陽光等)との協議・調整
 - ▶ 想定ルートに関する地質調査を実施中(2019年4月~)
 - > ルート等選定に係る委託調査などを実施中(環境影響調査業務他)
 - 仙台市環境影響評価条例等に基づく送電線新設に係る環境アセスを実施中(2019年10月~)
 - ▶ 送電工事の主要設備(鉄塔材、電線)について、コスト等検証小委員会にて予報発注前 段階の検証を実施し、予報発注を実施
 - ▶ 台風19号によるルート近傍での一部土砂崩れについて影響調査を開始(2019年10月~)
 - ▶ 広域連系開閉所に係る土地売買契約締結、土木建築工事の公募実施
 - ▶ 重要送電設備等の指定(2019年7月23日指定) (短工期対策) 南相馬(変) 短絡容量対策工事(遮断器他取替)、系統安定化システム の対向試験
- 今後の予定
 - ▶ 地質調査に伴う補償交渉、送電線に係る用地測量・用地取得に向けた地権者交渉等
 - ▶ ルート等調査測量ならびに開発計画との調整、所在不明地権者調査、委託調査 (短工期対策) 南相馬(変)短絡容量対策工事(制御ケーブル撤去他)、系統安定化 システムの対向試験

主要工程

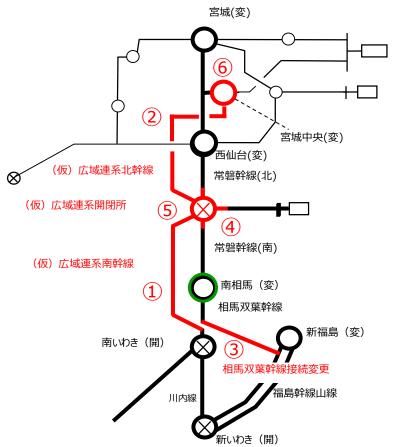
оссто

■ 主要工程は以下のとおり。



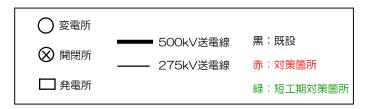
(参考) 工事概要

事業実施主体	主な工事
東北電力	①(仮)広域連系南幹線新設、②(仮)広域連系北幹線新設 ③相馬双葉幹線接続変更、④(仮)広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤(仮)広域連系開閉所新設、⑥宮城中央変電所500kV送電線引出



(参考) 短工期対策工事概要

項目	概要
南相馬(変) 短絡容量対策	遮断器(3台)等を許容電 流が大きな機器へ取り替える。
電源制限 装置	送電線熱容量対策及び同期安定性維持のために、制御装置及びこれに伴う通信設備を設置する。





【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

- 第62条 <u>本機関は、</u>広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の<u>進捗状況</u> を把握する。
- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

- 第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。
- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の 検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の 変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公 表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

- 第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。
 - 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
 - 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された 情報に基づき、本機関が行う。

Organization for Cross-regional Coordination Transmission Operators, JAPAN